



令和2年度4月期工事契約制度の見直しについて

- 1 再度入札制度の導入について（1）～（5）
- 2 現場代理人の常駐義務緩和要件の改正及び本格導入について
（1）～（2）
- 3 予定価格1億円以上の建築一式工事における予定価格事後公表の
本格導入について



1 再度入札制度の導入について（1）

【導入の経緯】

現在、本市における工事入札では、不調となった場合は、改めて、入札の競争性、工事品質の確保、地域要件等を総合的に勘案し、再度の公告を行い、入札に付しておりますが、予定価格を事後公表としている案件の不調等が増加しており、契約締結に大幅な遅れが生じております。

このことから、速やかな工事着手に資するために、「再度入札制度」を導入することとしました。



1 再度入札制度の導入について（2）

【概要】

再度入札制度は、予定価格を事後公表としている工事の案件全てに適用することとし、開札の結果、落札（候補者）決定に至らなかった場合、予定価格を超過した業者に対し、再度、入札価格の提示を求めます。

【再度入札制度適用案件】

予定価格事後公表とする工事の案件全て

- 〔 予定価格3,000万円以下の全業種の工事
- 〔 予定価格 1 億円以上の建築一式工事

【適用時期】

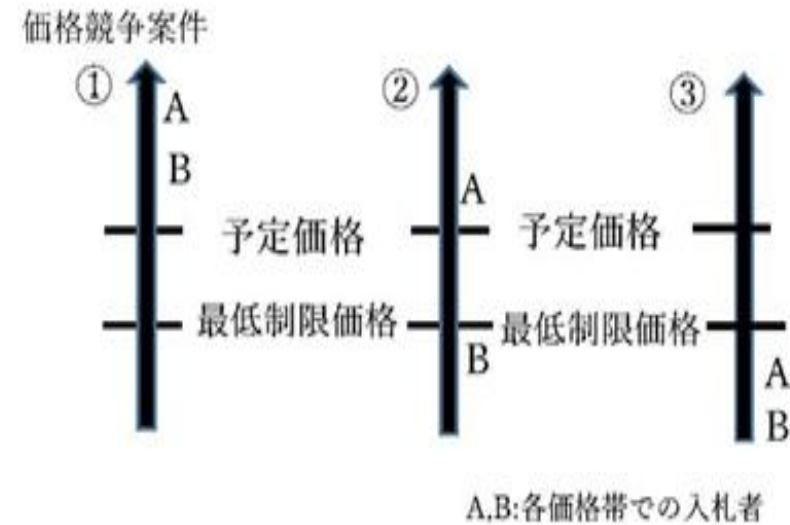
令和2年4月1日以降公表分から適用

1 再度入札制度の導入について (3)

【導入後の運用（価格競争の場合）】

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がなかった場合、再度入札に移行（右図参照）

- 対象業者：予定価格を超過した業者
※最低制限価格を下回った業者は対象外



- ①：再度入札へ移行（A,B を対象）
- ②：再度入札へ移行（B を失格とした上で、A のみ対象）
- ③：再度入札への移行不可（不調）

1 再度入札制度の導入について（４）

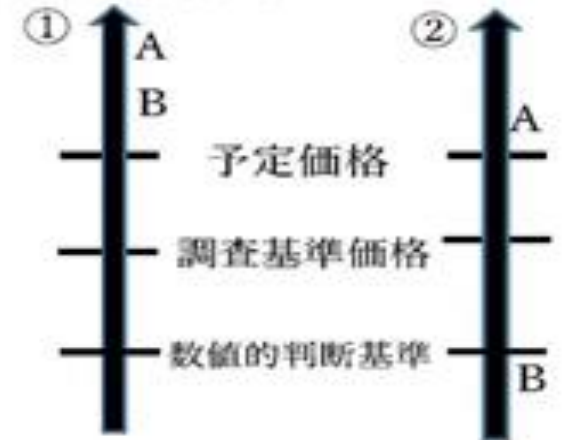
【導入後の運用（総合評価落札方式の場合）】

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなかった場合、再度入札に移行（右図参照）

※ 総合評価落札方式の案件においては、**全者が予定価格超過**の場合のみ開札時に再度入札に移行可能

・ 対象業者：**予定価格を超過した業者**

総合評価落札方式



A,B:各価格帯での入札者

①：再度入札へ移行（A,B を対象）

②：再度入札への移行不可（不調）

1 再度入札制度の導入について（5）

【導入後の運用（共通事項）】

・当初入札において、予定価格を超過して入札を行った業者の入札金額のうち、予定価格に最も近い額（入札最低金額）を再度入札の対象となる業者に示します。

→再度入札において、入札最低金額以上の価格で入札した者は失格とします。

・再度入札回数

1回（当初開札日と同日に実施）

→再度入札においても、落札（候補者）決定に至らなかった場合、当該案件については不調とし、改めて入札に付します。

※再度入札に係る入札書受付時間、開札時間、入札最低金額等は、再度入札通知書により、通知します。



上記図の場合、予定価格に最も近いCの入札金額である1,100万円を示すもの。



2 現場代理人の常駐義務緩和要件の改正及び本格導入について（1）

【内容】

本市では、平成24年4月から、受注者の負担軽減を図る観点等から、市内に本社を置く業者を対象として、現場代理人の常駐義務を緩和しており、平成26年度からは、契約金額2,500万円未満の工事を対象としております。

本緩和措置に関して、平成28年4月に、主任技術者の専任が必要となる金額が2,500万円から3,500万円に引き上げられたことを受け、現場代理人の常駐義務緩和要件のうち、金額に係る要件を **3,500万円に引き上げる** ものです。

また、これまで、緩和措置による問題は発生していないことから、今回の改正に併せて、現場代理人の常駐義務緩和制度について、**本格導入**とするものです。

【適用時期】

令和2年4月1日以降公表分から適用

2 現場代理人の常駐義務緩和要件の改正及び本 格導入について（2）

現場代理人の常駐義務緩和に係る現行及び改正後の要件

現行要件	改正後要件
<ul style="list-style-type: none">・ 市内企業であること・ 過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。・ 市発注工事で工事場所が市内（離島にあっては、同一の離島内。）であること。・ 契約金額2,500万円未満の全業種に係る工事	<ul style="list-style-type: none">・ 市内企業であること・ 過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。・ 市発注工事で工事場所が市内（離島にあっては、同一の離島内。）であること。・ 契約金額<u>3,500万円未満</u>の全業種に係る工事



3 予定価格 1 億円以上の建築一式工事における 予定価格事後公表の本格導入について

【内容】

平成 30 年 4 月から、予定価格 1 億円以上の建築一式工事において、落札率の適正化等を図るため、予定価格の事後公表を試行導入しております。

試行導入の結果、導入以前の 3 か年と比較して、総じて落札率の低減が見られており、一定の効果が確認できたことから、**本格導入**とするものです。

【適用時期】

令和 2 年 4 月 1 日以降公表分から適用